

JA等による外国人受入れの概要について

— 請負方式と特定技能に注目して —

研究員 石田一喜

2018年6月に開催された農業技能実習事業協議会(第1回)では、JA等が実習実施者となり、農業者との農作業請負契約に基づき行う技能実習を「農作業請負方式技能実習」(以下「請負方式」とし、実施に際して関係者が講ずべき事項を「農作業請負方式技能実習に関するガイドライン」にまとめている。19年2月末時点で、複数の地域のJAが実施を検討中であり、19年度内の実習開始が見込まれている。

1 請負方式の概要

技能実習制度は、国際貢献を目的に、OJTを通じた技能移転を目指す制度であり、年間を通じた継続的な実習の実施を原則としている。農業分野でも、これまで多くの実習生を受け入れてきた実績があり、直近数年でも増加傾向が続いている。しかし、他産業と比べてみると、農業は積雪や品目の特性から季節的な繁忙が生じやすく、継続的な実習の実施が容易ではない。とはいえ、1つの機関での実習が前提となり、在留期間が3年未満の実習生による実習実施者の変更は不可とされて

いるため、繁忙に応じた従事先の変更はできない。よって、畜産を除く農業分野の実習生の受入れに関しては、季節性をどのように解決するかが重要な課題であった。

こうしたなかで、北海道のあるJAが、技能実習制度の原則を踏まえつつ、降雪地帯でも継続して実習を行うことができる仕組みを考案し、実際に実習生の受入れを開始した。

請負方式は、こうした北海道の取組みの「全国展開」をはかる仕組みであり、その基本的なスキームは第1図の通りである。

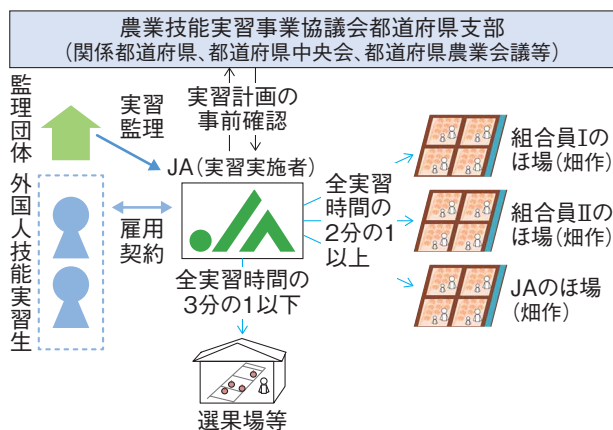
請負方式の最大の特徴は、実習実施者となるJA等が所有する選果場や加工場あるいは経営するほ場での作業に加えて、実習実施者ではない農業者のほ場での作業にも、技能実習生の従事が認められる点にある。

例えば、北海道の先行事例では、両者の作業を組み合わせ、夏季は複数の組合員のほ場での農作業、冬季はJA施設での出荷・調整作業を中心に行うこととし、年間を通じた実習実施を実現している。JAあるいは農業者が個別に行う場合よりも、継続的な実習が可能であり、農業の技能等の修得に関して包括的かつ効果的な実習につながるとして、実習生にもメリットがあることが期待されている。

ただし、実際に請負方式に取り組む場合は、技能実習制度の原則に沿った以下2点を踏まえる必要がある。

第1は、すべての作業に関して、実習実施者であるJA等が指揮命令者となる必要がある点である。すなわち、実習実施者に該当しない農業者のほ場の作業に実習生が従事する場合でも、JA等が作業指示を行う必要がある。このとき、農業者から実習生に作業指示を行うと、労働者派遣法および職業安定法が禁じ

第1図 請負方式の基本的スキーム



資料 「農作業請負方式技能実習に関するガイドライン」等を参照し筆者作成
 (注) 例として、「畑作・野菜」での実習生受入れを想定した。

ている「偽装請負」に該当してしまうため、注意が必要である。さらにこの場合は、事前にJA等と農業者との間で農産物生産に関する請負契約を締結することが必須となり、作業できるほ場は契約の範囲内に限られている。

第2は、ほ場と選果場での作業に従事できる時間に上限・下限が設定されている点である。そもそも農業分野における1年を超える実習は、2職種6作業(耕種農業(畑作・野菜、施設園芸、果樹)、畜産農業(養豚、養鶏、酪農))に限られている。そのうえ、ここから1つ以上の作業に関する技能等の修得を目指し、全実習時間の2分の1以上は、関連する農作業に従事しなければならないとされている。こうした制約があるため、実習生が修得を目指す作業の設定は、管内の状況との調整が必要となる。また、選果場での出荷・梱包作業は、全実習時間の3分の1以下という上限があるため、選果場の作業のみを実習として実施することはできない。

2 請負方式実施に向けた検討手順

請負方式の検討にあたっては、まず自らのJAの体制や管内の状況をみて、請負方式の実施が現実的に可能か見極める必要がある。具体的には、アンケートや部会との意見交換、または既存の職業紹介事業や請負事業などの実績を参考に、請負契約を締結する農業者の規模を把握し、管内で年間を通じた実習機会の確保が可能か検討すべきであろう。また、JA内での農作業受託事業(請負事業)体制の在り方や技能実習生の宿舍の確保などもこの段階から想定しておくべきである。

もし実施を希望することになれば、次は連携する監理団体を決める必要がある。この際、自らが監理団体機能を持つJAでも、請負方式に

関しては外部の監理団体を利用しなければならない。既に技能実習生を受け入れている組合員の「口コミ」等も参考にして、希望にあった監理団体と連携することが重要となる。

監理団体が決まれば、次は技能実習計画の作成である。通常であれば、実習計画作成後は、すぐに外国人技能実習機構に認定申請する。しかし、請負方式の場合は、機構への申請前に、各県レベルで組織される「事業協議会支部」に資料の確認をおおぐ必要がある。その後は、支部から確認した旨を記した通知が送付されるのを待ち、到着次第その通知を添付資料として、機構に実習計画の審査を申請することになる。これ以降は、通常の実習生の受入れと共通である。

3 特定技能との関係

最後に、19年4月から施行される在留資格「特定技能」^(注)との関係を確認してみたい。

特定技能は、JAによる外国人労働者の雇用を認めるほか、JAが作業の指示をすれば、組合員等から委託された農作業に雇用した外国人に従事させてもよいと整理している。そのため、請負方式に近い取り組みが、特定技能を通じて行うことができる。

なお、特定技能の場合、外国人が従事できる業務内容は、「耕種農業全般」「畜産農業全般」という2つの大区分があるだけで、それ以外の制約がない。また、具体的に従事する業務内容については、栽培・飼養管理、集出荷・選別作業、製造・加工作業はもちろん、技能実習制度が認めていない運搬・販売作業等への従事も認めている。19年2月末時点、各作業に関する時間的な制約など一部の詳細は不明であるが、汎用性が高いことは間違いない。

複数の農業者とJA等が連携する外国人の受け入れは、今後組合員から実施が期待されることも予想される。特定技能による雇用も含め、今後の対応を検討する必要がある。

(いしだ かずき)

(注)「特定技能」の創設経緯や基本的な概要は、石田一喜(2018)「新たな在留資格『特定技能』の概要—農業分野における外国人の受入れに着目して—」『農林金融』12月号にまとめている。